

議 案 第 24 号

職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

定年引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえ、職員の減給に対する
特例を設ける等するため。

職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和26年松戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下俸給及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松戸市条例第10号）第20条第4項に規定する基準月額）の10分の1以下を減ずるものとする。 | (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で、その発令の日に受ける俸給及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松戸市条例第10号）第20条第4項に規定する基準月額）の10分の1以下を減ずるものとする。 <u>この場合において、その減ずる額が現に受ける俸給及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。